

市民税・県民税の申告と所得税の確定申告は3月15日(金)まで

3月15日(金)まで市役所で市民税・県民税の申告を受け付けています。2月18日(月)から3月15日(金)までは千葉西税務署で所得税の確定申告が行われます。申告には、マイナンバー確認書類と身元確認書類が必要です。受付開始日から1週間程度と締め切り間際は大変混み合いますので余裕を持って申告してください。

会場ではマスクの着用などにご協力を

例年、申告の時期は、風邪やインフルエンザが流行します。感染予防のため会場でのマスクの着用や、筆記用具をお持ちになるなどご協力ください。

市民税・県民税の申告

お問い合わせは市民税課 483-1151(代表) 内線3371~3373

市民税・県民税の申告をする人

下記に該当する人は、申告をしてください。所得税の確定申告をした人は、申告する必要はありません。

■31年1月1日現在、市内在住で、次のいずれかに該当する人

- ①30年中に給与所得がある人
 - ・勤務先から市に給与支払報告書(源泉徴収票と同じ内容のもの)が提出されていない人。勤務先に確認してください。
 - ・不動産・配当・原稿料などの、年末調整済みの給与所得以外の所得がある人。なお、その所得の合計金額が20万円以下で確定申告が不要でも、市民税・県民税の申告が必要です。
 - ・源泉徴収票に記載のない所得控除の適用を受ける人。
- ②30年中の収入が公的年金のみで、源泉徴収票に記載のない所得控除の適用を受ける人
- ③30年中に収入がない人や遺族年金などの非課税所得のみだった人。国民健康保険料などの算定や所得課税証明書の交付などに必要です。

■市内に住んでいない人で、31年1月1日現在、市内に事業所・事務所または家屋敷を有する人

申告書の提出期限は3月15日(金)です

受付方法は①~③です。提出期限は3月15日(金)です。①②の受付時間は、土曜・日曜日、祝日を除く午前8時30分~午後5時です。

- ①市役所第2別館では、相談・提出ができます。
- ②支所・連絡所では、提出のみで相談はできません。
- ③市民税課では、郵送のみを受け付けています。

市民税・県民税の申告に必要なもの

既に送られている人は申告書類、筆記用具、印鑑(認印可)、電卓のほか、マイナンバーの番号確認と身元確認に必要な①~③をお持ちください。申告書は市役所第2別館、支所で配布しています。

- ①マイナンバーカード
- ②マイナンバー通知カードか、マイナンバーが記載された住民票の写し
- ③運転免許証、パスポートなどの身分証明書

- 本人が申告する場合
 - ①または②と③。
- 支所・連絡所に提出する場合、記入済みの申告書を家族が提出する場合
 - ①または②と③の写し。
- 代理人が申告する場合
 - 本人の①または②の写しと、代理人の③。
 - 法定代理人は、その資格を証明する書類。任意代理人は委任状など。
- 郵送する場合
 - ①または②と③の写しを〒276-8501市役所市民税課へ。

申告の内容によっては必要なもの

- ・源泉徴収票などの収入や経費がわかる書類。
- ・社会保険料(国民年金保険料、介護保険料、健康保険料など)の支払証明書や領収書など。国民年金保険料は控除証明書や領収書が必要です。
- ・生命保険料や地震保険料などの控除証明書。
- ・障害者手帳、療育手帳など。
- ・医療費控除の明細書。医療費通知書があれば支払い先などを明細書に書くことを省略できます。領収書の添付は不要ですが、申告から5年間の保管義務があります。

ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用する人は

所得税の確定申告や市民税・県民税の申告をしない人が対象です。申告すると、特例制度が無効になります。医療費控除などを受けるために申告をする場合は、寄附金控除の申請が必要です。

上場株式等に係る配当所得などがある人は

上場株式等に係る配当所得や譲渡に係る所得などについて、所得税の確定申告と市民税・県民税の申告で異なる課税方式を選択する場合は、確定申告の写しを添付し、その旨を記載した市民税・県民税申告書を提出してください。異なる課税方式を選択すると、国民健康保険料などの金額が変わることがあります。

市民税・県民税の納付は口座振替で

市民税・県民税を納付書で納めている人は、口座振替が便利です。手続きなど詳しくは、納税課 483-1151(代表)へお問い合わせください。

計画(素案)に対する意見

「八千代市パブリックコメント手続実施要綱」に基づき、次の計画(素案)について、広く市民の皆さんから意見を募集します。意見を提出できる人は、市内に住所がある人、市内に事務所か事業所がある人、市内に勤務している人、市内の学校に在学している人、当該事業に利害関係を有する人です。意見に対しての個別回答は行いません。

【意見を募集する計画/締め切り/担当課】

■市庁舎整備基本計画案 / 3月4日(月)必着 / 庁舎総合整備課

■八千代市地域防災計画(素案) / 3月4日(月)必着 / 総合防災課

▼公表場所 担当課、法務課情報公開班、支所・連絡所、公民館、図書館、市ホームページ ▼意見の提出方法・送付先 募集期間中に公表する実施要項に記載してあります

募集 高年齢者や障害者を雇用した事業者に雇用促進奨励金を交付します

公共職業安定所(ハローワーク)の紹介で、市内の高年齢者か、心身障害者を常用労働者として新たに雇用した市内事業者に「高年齢者雇用促進奨励金」を交付しています。奨励金は、雇用した月の翌月から12か月を限度に、1月あたり高年齢者は1万円、心身障害者は1万5000円を上期と下期に分けて交付します。該当する事業主は、交付申請手続きが必要です。2月28日(木)までに商工課へ連絡してください。詳しくは、市ホームページか商工課へ。

▼対象となる事業者 ①市内に事業所がある ②市税を完納している ③公共職業安定所の紹介で市内在住の高年齢者(60歳以上65歳未満)や心身障害者を常用労働者として、30年7月1日から12月31日に新たに雇用している

市長等の29年度分税等納付状況の公表

八千代市政治倫理条例に基づいて、教育長(30年12月1日就任)に市が賦課する税等の納付状況を公表します。

職	氏名	市民税	固定資産税	都市計画税	国民健康保険料
教育長	小林伸夫	—	—	—	—

※「—」は納付義務がない場合。(秘書課)

広報やちよをポスティングしています

広報やちよは、新聞折込(毎日、朝日、読売、産経、東京、日本経済、千葉日報)でお届けしています。市ホームページでPDF版を見ることもできます。市内在住の新聞未購読者に広報紙を郵便受けなどに投函するサービスを無料で提供しています。申し込みは、広報広聴課(483)1151(代表)へ。